



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社D T S
代表者名 代表取締役社長 西田 公一
(コード：9682、東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 坂本 孝雄
(TEL. 03-3437-7522)

会 社 名 データリンクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 横尾 勇夫
(コード：2145、J A S D A Q)
問合せ先 執行役員コーポレートサービス統括部長 田所 省吾
(TEL. 03-5962-7621)

株式会社D T Sによるデータリンクス株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ

株式会社D T S（以下、「D T S」といいます。）及びデータリンクス株式会社（以下、「データリンクス」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、D T Sを株式交換完全親会社とし、データリンクスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、D T Sについては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。また、データリンクスについては、平成 29 年 6 月 16 日に開催予定のデータリンクスの定時株主総会における承認を受けた上で行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 29 年 8 月 1 日予定）に先立ち、データリンクスの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）J A S D A Q市場（以下、「J A S D A Q」といいます。）において、平成 29 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 29 年 7 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

D T Sは、昭和 47 年に東京都港区にて創業し、平成 11 年に東京証券取引所市場第 1 部に上場いたしました。創業以来、「技術をもって顧客の信頼を築く、技術をもって企業価値を増大する、技術をもって社員生活の向上を図る、技術をもって社会に貢献する」という企業理念に基づき、金融や通信をはじめ、幅広い業種・業態のお客様にコンサルティングから設計、開発、運用、基盤構築までのシステムに関わる、様々なサービスの提供を通して、お客様への付加価値を継続的に提供するとともに、高度なビジネスニーズに応えられるシステムインテグレーターを目指してまいりました。

現在、D T Sグループは、「新たな価値を創り出す MADE BY D T S」を経営ビジョンに掲げ、平成 28 年度を初年度とする 3 年の中期経営計画「新たな価値を生み出す Change! for the Next」を策定し、この 3 年を真の S I 企業への「変革」を果たす 3 年間と位置付け、自ら変革

し続けることで社会やお客様のビジネス価値向上に最適なITサービスの提供と、環境変化に迅速に対応出来る機動的なグループ体制の確立に向けた取組を推進しております。また、成長分野への深耕や競争力向上に向けて、平成29年4月には、車載・医療の組込システム開発に強みを持つグループ会社である横河デジタルコンピュータ株式会社とアートシステム株式会社を合併し、株式会社DTSインサイトを設立するなど、グループの拡大成長と安定に全力を尽くし、社会的信頼の向上を目指すとともに、自己株式取得による資本効率の向上並びに株主の皆様への利益還元を図るなど、株主及び投資家の皆様にとって魅力ある企業グループとなるため、グループ一丸となって取り組んでおります。

一方、データリンクスは、昭和57年に設立され、財団法人の情報システム子会社として、財団法人やNTTグループ向けの基幹システム等を始めとして様々なサービスの提供をしてまいりました。また、平成13年4月のDTSとの資本・業務提携後は、「クライアントファースト、クオリティーファースト、オブジェクトファースト」を企業理念とし、総合人材サービス業を目指してまいりました。

平成19年には、社会的認知度の向上による収益力の拡大や優秀な人材確保を目的としてJASDAQに上場し、DTSの子会社として親会社からの独立性を確保しつつ、社外取締役や社外監査役によるガバナンスの充実を通じて、少数株主の利益を適切に保護しながら、上場の利点を生かした各種施策に取り組むことで、即戦力のWeb開発技術者やデータサイエンス業務におけるデータサイエンティストに成り得る優秀な学生の採用等、株式上場時に企図した成果を挙げてまいりました。平成28年3月には、事業環境の変化に対応するため、上場以来中核事業としてきた人材派遣事業（事務派遣）を譲渡し、システムソリューションサービス事業及びBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービス事業に専念し、事業の選択と集中・コスト構造改革に取り組み、更なる事業規模拡大と企業価値の向上を目指しております。

DTSは、これまでグループ企業であるデータリンクスと経営戦略や経営計画を共有し、連携して事業運営をすすめてまいりました。しかしながら、近年、AI、IoT、Fintech、ビッグデータ、クラウド、モビリティなどのデジタルテクノロジーの発達により、お客様を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。加えて、国内外の経済情勢の不透明さ、競争の激化など、DTS及びデータリンクスを取り巻く経営環境は益々厳しさを増しております。こうした社会・技術の変化に対応し、両社が中長期的にコア事業を更に強化するためには、両社の技術・ノウハウや事業基盤を融合し、機動的に戦略を実行するなど、従来以上に緊密な関係を築くとともに、お互いの得意分野を活かしながら、市場・技術・人材・拠点のシナジー効果を迅速かつ最大化する必要があります。具体的には、DTSの成長分野であるソリューション事業と中核事業である運用・BPO事業について、業務領域が重複しているデータリンクスのシステムソリューションサービス事業やBPOサービス事業と一層の連携強化を図ることにより、両社の高スキル人材の共有及び技術・ノウハウや事業基盤の融合、人材育成など各種制度の連携・共通化による業務シナジーの更なる拡大などを可能とすることで、営業基盤の拡大や開発力の強化、効率的なリソース活用が推進され、DTS及びデータリンクスの更なる成長の核になると考えております。また、データリンクスが着実に成長戦略を実現していくためには、DTSグループが持つ顧客基盤や技術力といった経営資源を最大限活用できるような強固な協業体制の構築が必要です。

これらの状況を踏まえ、DTSは、DTSによるデータリンクスの完全子会社化が最善の策であると判断するとともに、完全子会社化にともなう財務・資本面などへの影響を総合的に検討し、平成28年12月に、データリンクスに対して、DTSの自己株式を対価とした株式交換による完全子会社化を申し入れました。

データリンクスは、DTSからの申し入れが、現在の業界動向のもと、自社のあるべき競争戦略にどのように寄与し得るのかについて真摯に検討を行いました。データリンクスは、Web系システム構築やビッグデータ分析を中心に、様々な事業展開を試みてまいりましたが、主力事業であるシステムソリューションサービス事業では、従来以上にAIやIoT等のデジタル技術の進行が早期化され、営業やシステム開発における提案アプローチ、開発手法等が変化し、また依頼されるシステム開発においても顧客側のIT部門から顧客側の現場部門主導でのシステム開発が増えてきており、対応すべき要求等に変化が生じております。また競合他社との競争は激しさを増しており、このような厳しい業界環境の中で持続的成長や企業価値向上を実現し、株主の皆様を始めとする様々なステークホルダーの期待に応えるためには、あらゆる場面において、自社のリソースだけでは営業力強化や新技術への対応に限界があり、DTSグループの経営資源を最大限活用し、研究開発や投資による技術力の向上と体系的な人材育成を通じた競争力の強化を図る事が必要不

可欠と考えるに至りました。そして、このような新しい競争戦略をより迅速かつ確実に推進するためには、データリンクスの親会社であるDTSの完全子会社となり、DTSグループが有する規模の大きい開発プロジェクトにおけるプロジェクト管理技術や、法人分野におけるソリューション展開とそのノウハウや顧客基盤を有効活用し、両社の経営資源を融合することによるスケールメリットを享受し、事業シナジー効果を最大化することが必要であるとの認識に至りました。

DTSとデータリンクスは、このたびのDTSによるデータリンクスの完全子会社化の申し入れを踏まえて、今後の両社の有り方について真摯に協議を重ねた結果、大きく変化する事業環境において、それぞれ独立した上場会社としてこれまで培ってきた強みやノウハウを生かしていくことと比較して、従来以上に企業理念やビジョン、戦略の共有を推進するとともに、迅速な意思決定により経営資源の選択と集中を図ることや、上場維持管理コストの削減、情報の集約化による業務の効率性向上、人的リソースの効果的な再配分などの、より効率的で強固な経営基盤を構築し、グループ経営をより一層強化することが、将来に向けての両社の企業価値向上に一層資するとの認識に至りました。そして、これらをより迅速に実行するためには、DTSがデータリンクスを完全子会社化し、共通のグループ戦略のもと、両社間の意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、グループガバナンスの一層の強化と組織運営の柔軟性を確保することが最善の方法との結論に達し、本日、株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。

本株式交換契約により、DTS及びデータリンクスは更に連携を強化し、グループ一体経営にもとづく両社の事業戦略策定や経営資源の最適配分を実現することで、グループ一丸となって喫緊の経営課題に取り組み、グループ収益力の強化及び企業価値向上に邁進してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成29年5月11日
本株式交換契約締結日（両社）	平成29年5月11日
定時株主総会基準日（データリンクス）	平成29年3月31日
定時株主総会開催日（データリンクス）	平成29年6月16日（予定）
最終売買日（データリンクス）	平成29年7月26日（予定）
上場廃止日（データリンクス）	平成29年7月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年8月1日（予定）

（注1）DTSは、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続の進行等に応じて必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

DTSを株式交換完全親会社、データリンクスを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、DTSについては、会社法796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行われる予定です。データリンクスについては、平成29年6月16日に開催予定のデータリンクスの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	DTS (株式交換完全親会社)	データリンクス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.73
本株式交換により交付する株式数	DTS普通株式：787,614株（予定）	

（注1）株式の割当比率

データリンクスの普通株式1株に対して、DTSの普通株式0.73株を割当交付します。ただし、DTSが保有するデータリンクスの普通株式1,080,000株（平成29年5月11日現在）については、本株

式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付するDTSの株式数

本株式交換により交付されるDTSの普通株式の数：787,614株（予定）

DTSは、本株式交換に際して、本株式交換によりDTSがデータリンクスの発行済株式（ただし、DTSが保有するデータリンクスの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるデータリンクスの株主の皆様（ただし、DTSを除きます。）に対し、その保有するデータリンクスの普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数のDTSの普通株式を割当交付いたします。DTSの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて充当する予定であり、本株式交換における割当てに際してDTSが新たに株式を発行する予定はありません。なお、データリンクスは本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時までデータリンクスが保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、データリンクスによる自己株式の取得・消去等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、DTSの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されているデータリンクスの株式数が100株未満であるデータリンクスの株主の皆様は、DTSの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引市場においては売却することはできません。DTSの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、DTSの普通株式に関する単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、DTSの単元未満株式を保有する株主の皆様が、DTSに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度）をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、DTSの普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるデータリンクスの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のDTSの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

データリンクスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

DTS及びデータリンクスは、本株式交換に用いられる上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、下記3. (4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、DTSは第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、一方、データリンクスは第三者算定機関として山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして成和明哲法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

DTSは、下記3. (4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券から平成29年5月11日付で受領した株式交換比率算定書、TMI総合法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、DTS及びデータリンクスの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

データリンクスは、下記3. (4)「公正性を担保するための措置」及び3. (5)「利益相反を回避する

ための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田FASから平成29年5月10日付で受領した株式交換比率算定書、成和明哲法律事務所からの助言、支配株主であるDTSと利害関係を有しない独立した外部の有識者及びデータリンクスの社外取締役、社外監査役で構成される第三者委員会から平成29年5月10日付で受領した本株式交換に関するデータリンクスの決定がデータリンクスの少数株主の皆様にとって不利益なものでないと判断される旨の答申書、DTSに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は下記(2)②「算定の概要」に記載のとおり、山田FASから受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価基準法の算定レンジの上限を上回り、加えてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)の算定レンジの範囲内であることから、データリンクスの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、DTS及びデータリンクスは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びに各社の法務アドバイザーからの助言を参考にし、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催されたDTS及びデータリンクスの取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することといたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

DTSの第三者算定機関であるSMBC日興証券及びデータリンクスの第三者算定機関である山田FASはいずれも、DTS及びデータリンクスから独立した算定機関であり、DTS及びデータリンクスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

SMBC日興証券は、DTS及びデータリンクスについて、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(平成29年5月10日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値単純平均値)を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用いたしました。

なお、SMBC日興証券による株式交換比率算定書は、DTSの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるデータリンクスの普通株式1株に対するDTSの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.62~0.66
DCF法	0.55~0.85

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っ

ておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、SMB C日興証券の株式交換比率の算定は、平成 29 年 5 月 10 日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、SMB C日興証券が D C F 法による算定の前提とした D T S の事業計画につきましても、大幅な増減益は見込まれておりません。また、SMB C日興証券が D C F 法による算定の前提とした平成 30 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までのデータリンクスの事業計画につきましても、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、B P O サービス事業における、クレジットカード番号を扱う上での国際的なセキュリティ基準である P C I D S S (Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「P C I D S S」といいます。)の認証を受けたコンタクトセンターの新規ビジネスによる売上及び利益拡大や、全社における各種施策費用等のコスト削減を積極的に図ることにより、平成 31 年 3 月期において、前事業年度と比較し大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、山田 F A S は、D T S 及びデータリンクスについて、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(平成 29 年 5 月 10 日を算定基準日とし、算定基準日以前の 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値単純平均値)を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、D C F 法を採用いたしました。

市場株価法においては、平成 29 年 5 月 10 日を算定基準日として、D T S の普通株式の東京証券取引所市場第 1 部、及びデータリンクスの普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q における算定基準日の終値、直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しております。

D C F 法において、D T S については、D T S から事業計画を入手し、平成 30 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの事業計画値に基づき、D T S が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて D T S の株式価値を評価しております。割引率は 6.50% から 7.94% を採用しており、継続価値の算定にあたっては永続成長率法を採用し、永続成長率を 0% としております。

データリンクスについては、データリンクスから事業計画を入手し、平成 30 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの事業計画値に基づき、データリンクスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてデータリンクスの株式価値を評価しております。割引率は、8.80% から 10.76% を採用しており、継続価値の算定にあたっては永続成長率法を採用し、永続成長率を 0% としております。

なお、山田 F A S が、D C F 法による算定の前提とした D T S の事業計画については、大幅な増減益は見込まれておりません。また、山田 F A S が、D C F 法による算定の前提とした平成 30 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までのデータリンクスの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成 31 年度 3 月期の営業利益については前事業年度と比較し 230 百万円増を見込んでおります。これは B P O サービス事業における P C I D S S 関連の新規ビジネスによる売上及び利益拡大や、全社における各種施策費用等のコスト削減を積極的に図ることによるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法によるデータリンクスの普通株式 1 株に対する D T S の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.557~0.690
D C F 法	0.613~0.833

山田 F A S は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社と

その関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、山田FASの株式交換比率の算定は、平成29年5月10日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、山田FASによる株式交換比率算定書は、データリンクスの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成29年8月1日（予定）をもって、DTSはデータリンクスの完全親会社となり、完全子会社となるデータリンクスの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成29年7月27日付で上場廃止（最終売買日は平成29年7月26日）となる予定です。上場廃止後は、データリンクスの普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてデータリンクスの株主の皆様は割り当てられるDTSの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、データリンクスの普通株式を100株以上保有し、本株式交換によりDTSの単元株式数である100株以上のDTSの普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において100株未満のデータリンクスの普通株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないDTSの普通株式が割り当てられます。単元未満株式は取引所市場において売却することは出来ませんが、DTSに対して、単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.（3）の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（3）の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

なお、データリンクスの普通株主の皆様は、最終売買日である平成29年7月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するデータリンクスの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

本株式交換は、DTSが既にデータリンクスの発行済株式総数の50.02%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

DTSは、DTS及びデータリンクスから独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券を選定し、平成29年5月11日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、データリンクスは、DTS及びデータリンクスから独立した第三者算定機関である山田FASを選定し、平成29年5月10日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記3.（2）「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、DTS及びデータリンクスは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、DTSはTMI総合法律事務所を、データリンクスは成和明

哲法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI 総合法律事務所及び成和明哲法律事務所は、いずれもD T S及びデータリンクスから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

D T Sは既にデータリンクスの議決権 10,800 個（平成 29 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 21,588 個に占める割合（以下、「議決権保有割合」といいます。）にして 50.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合の計算において同じです。))を保有し、データリンクスはD T Sの連結子会社に該当することから、上記（4）の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

① データリンクスにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

データリンクスは、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するために、D T Sと利害関係を有しない独立した外部の有識者である宮川和大氏（公認会計士、ベックワンパートナーズ総合事務所）、データリンクスの社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている石井妙子氏（弁護士、太田・石井法律事務所）、大野孝雄氏、同じく独立役員として届け出ているデータリンクスの社外取締役である佐藤直樹氏の4名で構成される第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するデータリンクスの決定がデータリンクスの少数株主の皆様にとって不利益なものではないか否かに関する検討を依頼いたしました。

第三者委員会は、上記の検討に際して、平成 29 年 4 月 13 日から平成 29 年 5 月 2 日迄に、合計 5 回開催した他、情報収集を行い、上記検討事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、データリンクスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、データリンクスの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、山田F A Sから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、データリンクスのリーガル・アドバイザーである成和明哲法律事務所から、本株式交換に係るデータリンクスの意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をデータリンクスの取締役会が行うことが、データリンクスの少数株主の皆様にとって特段不利益なものであると考えるべき事情は認められない旨の答申書を、平成 29 年 5 月 10 日付で、データリンクスに提出しております。

② データリンクスにおける、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

データリンクスの本株式交換に関する議案を決議した取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず、D T Sの取締役を兼務している横尾勇夫氏、並びにD T Sの執行役員を兼務している豊永智規氏及び石川暢彦氏を除く取締役 3 名のみで審議及び決議を行いました（以下、かかる審議及び決議を「第 1 決議」といいます。）。その上で、仮に、D T Sの取締役又は執行役員を兼務している取締役が会社法第 369 条第 2 項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第 1 決議は、同条第 1 項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、第 1 決議に参加しなかった取締役を加えた 6 名の取締役にて改めて審議及び決議を行っています（以下、かかる審議及び決議を「第 2 決議」といいます。）。よって、データリンクスの取締役のうち、D T Sの取締役を兼務している横尾勇夫氏、並びにD T Sの執行役員を兼務している豊永智規氏及び石川暢彦氏は第 1 決議に参加せず、第 2 決議にのみ参加しております。

また、同様の観点から、横尾勇夫氏、豊永智規氏及び石川暢彦氏は、データリンクスの立場において本株式交換に係る協議・交渉には参加していません。

第 1 決議及び第 2 決議に係る取締役会は、上記のとおり審議及び決議に参加していない取締役を除く

取締役及び監査役が出席し、本株式交換の諸条件について慎重に審議した結果、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役からも特に異議は述べられていません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社								
(1) 名称	株式会社D T S	データリンクス株式会社								
(2) 所在地	東京都港区新橋六丁目 19 番 13 号	東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号								
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西田 公一	代表取締役 横尾 勇夫								
(4) 事業内容	情報サービス事業	サービス業								
(5) 資本金	6, 113 百万円	309 百万円								
(6) 設立年月日	昭和 47 年 8 月 25 日	昭和 57 年 5 月 1 日								
(7) 発行済株式数	25, 222, 266 株	2, 159, 000 株								
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日								
(9) 従業員数	(連結) 4, 396 名 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	314 名 (平成 29 年 3 月 31 日現在)								
(10) 主要取引先	みずほフィナンシャルグループ N T T グループ 明治安田生命グループ 三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三井住友トラスト・グループ 第一生命グループ 富士通グループ K D D I グループ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 株式会社郵便局物販サービス 株式会社D T S エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 K D D I 株式会社								
(11) 主要取引銀行	三井住友信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社みずほ銀行								
(12) 大株主及び持株比率	D T S グループ社員持株会 6. 48% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 5. 82% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 4. 27 % 笹貫敏男 4. 09% ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) 2. 85%	(株)D T S 50. 02% (株)エヌ・ティ・ティ・データ 17. 37% テルウェル東日本(株) 8. 68% MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 4. 55% データリンクス社員持株会 4. 09% (株)ドコモCS 3. 47%								
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本関係</td> <td>D T S はデータリンクスの発行済株式総数の 50. 02% に相当する 1, 080 千株を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>D T S の取締役 1 名がデータリンクスの代表取締役を兼務しており、D T S の執行役員 2 名がデータリンクスの取締役に就任しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>D T S はデータリンクスにソフトウェアの開発を委託しております。また、データリンクスはD T S にソフトウェアの開発を委託しております。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>データリンクスはD T S の連結子会社であり、D T S とデータリンクスは、相互に関連当事者に該当いたします。</td> </tr> </tbody> </table>		資本関係	D T S はデータリンクスの発行済株式総数の 50. 02% に相当する 1, 080 千株を保有しております。	人的関係	D T S の取締役 1 名がデータリンクスの代表取締役を兼務しており、D T S の執行役員 2 名がデータリンクスの取締役に就任しております。	取引関係	D T S はデータリンクスにソフトウェアの開発を委託しております。また、データリンクスはD T S にソフトウェアの開発を委託しております。	関連当事者への該当状況	データリンクスはD T S の連結子会社であり、D T S とデータリンクスは、相互に関連当事者に該当いたします。
資本関係	D T S はデータリンクスの発行済株式総数の 50. 02% に相当する 1, 080 千株を保有しております。									
人的関係	D T S の取締役 1 名がデータリンクスの代表取締役を兼務しており、D T S の執行役員 2 名がデータリンクスの取締役に就任しております。									
取引関係	D T S はデータリンクスにソフトウェアの開発を委託しております。また、データリンクスはD T S にソフトウェアの開発を委託しております。									
関連当事者への該当状況	データリンクスはD T S の連結子会社であり、D T S とデータリンクスは、相互に関連当事者に該当いたします。									

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態							
決算期	D T S (連結)			データリンクス			
	27年3期	28年3期	29年3期	27年3期	28年3期	29年3期	
純 資 産	38,084	40,355	43,660	2,747	2,909	3,141	
総 資 産	51,382	55,131	57,141	3,776	3,899	3,774	
1株当たり純資産(円)	1,557.2	1,671.27	1,832.04	1,272.64	1,347.66	1,454.87	
売 上 高	74,609	82,537	79,858	7,616	7,750	5,466	
営 業 利 益	6,432	7,599	7,986	274	322	267	
経 常 利 益	6,518	7,707	8,093	277	324	269	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,692	4,341	5,121	166	204	145	
1株当たり当期純利益(円)	156.74	186.68	222.48	77.04	94.93	134.87	
1株当たり配当金(円)	50	60	70	21	27	32	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	株式会社D T S
(2) 所 在 地	東京都港区新橋六丁目 19 番 13 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西田 公一
(4) 事 業 内 容	情報サービス事業
(5) 資 本 金	6,113 百万円
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

データリンクスは既にD T Sの連結子会社であるため、本株式交換によるD T S及びデータリンクスの業績への影響は、いずれも軽微なものを見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

D T Sはデータリンクスの総株主の議決権の 50.03%を保有する支配株主であることから、本株式交換は、データリンクスにとって支配株主との取引等に該当します。

データリンクスが平成 28 年 6 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主と取引を行う場合には、提供するサービスの技術スキル及び業界価格等を勘案し、国内の同業他社取引先と同様の条件を基本として、交渉の上決定している旨を記載しています。

データリンクスは、上記 3. (4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載したとおり、本株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、株式交換比率を決定し、本株式交換を行う予定です。

したがって、本株式交換は上記のデータリンクスの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換はデータリンクスにとって支配株主との取引等に該当することから、データリンクスは、取締役会において本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討したほか、上記3.

(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載したとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」の①「データリンクスにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、データリンクスは本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するために、第三者委員会を設置しました。データリンクスは第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的が合理的か、(b)本株式交換における交換条件の妥当性は確保されているか、(c)本株式交換において公正な手続を通じてデータリンクスの少数株主の利益に対する配慮がなされているか、(d)これらの点を踏まえ、データリンクスにおいて本株式交換を行うことについての決定をすることがデータリンクスの少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する検討を依頼いたしました。

その結果、データリンクスは、平成29年5月10日付で第三者委員会より、上記(a)に関しましては、本株式交換により企業価値の観点からマイナスとなる要素はほとんどなく、むしろ企業価値の向上が見込まれる、またD T Sの有する経営資源を活用し、今まで以上に技術力・営業力を強化することが期待されるとのデータリンクスの判断には十分合理性が認められ、またデータリンクスの少数株主がD T Sの株主となることにより上記企業価値向上の利益を享受できるとの判断は特段不合理とはいえないことから、本株式交換の目的には合理性が認められること、上記(b)に関しては、本株式交換比率の算定には一般的な評価手法が用いられており、恣意的な数値操作あるいは非合理的な算出根拠等は見受けられないこと、また両社で合意した株式交換比率は山田F A Sによる算定のD C F法の算定レンジの範囲内であり、かつ市場株価法による算定レンジを上回る条件であり、データリンクスの少数株主の利益保護の観点から、本株式交換における交換条件の妥当性は確保されていると認められること、上記(c)に関しては、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーに交換比率等の算定及び法務デュー・ディリジェンスを依頼しており、更には利益相反を回避するための措置も講じていることから、本株式交換において、公正な手続を通じてデータリンクスの少数株主の利益に対する配慮がなされていると認められること、及び上記(d)に関しては上記(a)乃至(c)に関する検討結果を総合的に勘案すれば、本株式交換に関するデータリンクスの決定がデータリンクスの少数株主の皆様にとって特段不利益なものであると考えるべき事情は認められない旨の答申書を入手しています。

以 上

(参考) DTSの当期連結業績予想(平成29年5月11日公表分)及び前期連結実績

(単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する連結当期純利益
当期業績予想 (平成30年3月期)	82,550	8,100	8,200	5,250
前期実績 (平成29年3月期)	79,858	7,986	8,093	5,121

(参考) データリンクスの前期単体実績

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前期実績 (平成29年3月期)	5,466	267	269	145